

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

七戸町の洪水ハザードマップによると、七戸町商工会管内の市街地においては、東上川原地域の一部で1m(大人の腰まで浸かる程度)の浸水が予想されているほか、同地域の隣接地では50cm(大人の膝まで浸かる程度)の浸水が予想されている。また、七戸川に隣接する農地(田)では、2mから5mの浸水被害が予想されている。

- ・七戸町ハザードマップは、七戸川が氾濫した場合の浸水予測を示しており、概ね50年に一度起こる大雨を想定している。

(土砂災害:ハザードマップ)

七戸町の土砂災害ハザードマップによると、山間部のほか、町中心部に位置する七戸町役場七戸庁舎の周辺においては、がけ崩れや地滑り等土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所が多数存在するエリアが広がっている。

(地震:J-SHIS)

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、七戸町においては、今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が6%以上26%未満の確率で発生すると予測されている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度7の地震が予想されている。

(その他)

当地では、昭和43年5月16日、十勝沖を震源とする震度5の十勝沖地震が発生(被害総額471百万円)。平成6年12月28日、東方沖を震源とする震度4の三陸はるか沖地震が発生(被害総額50百万円)。平成23年3月11日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のM9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、国内においては、巨大津波や火災で多数の死傷者がでた(死者15,769人、行方不明者4,227人)。当町においては、震度5弱を記録(被害総額50百万円)。

(2) 商工業者の状況

管内事業所の立地状況については、商店街を中心とした市街地に集中し立地している。

管内商工業者及び業種別構成比

	24/4	25/4	26/4	27/4	28/4	29/4	30/4	31/4	令和2/4/1	
商工業者数	427	398	391	392	385	376	379	376	368者	
(建設業)	50	47	44	44	44	44	44	42	39	10.6%
(製造業)	31	31	31	32	31	31	30	30	30	8.2%
(卸・小売業)	149	142	139	139	137	134	126	122	119	32.3%
(宿泊・飲食)	54	48	48	49	47	44	41	42	41	11.1%
(サービス業)	143	130	129	128	126	123	138	140	139	37.8%

(出所:七戸町商工会調べ)

小規模事業者及び会員数										
	23/4	24/4	25/4	26/4	27/4	28/4	29/4	30/4	31/4	2/4/1
小規模事業者数	375	375	348	341	345	335	327	326	324	316者
会員数	285	287	275	270	268	258	250	249	242	231

(出所:七戸町商工会調べ)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・七戸町地域防災計画の策定(地震災害対策編、風水害等災害対策編)
- ・七戸町業務継続計画の策定(大規模災害編)
- ・防災訓練の実施
中部上北広域事業組合消防本部、東北町、陸上自衛隊、青森県防災航空センター、七戸警察署等と連携し総合防災訓練を年1回実施
- ・道の駅周辺防災拠点化計画の策定
- ・災害時における防災活動協力に関する協定の締結(締結先:七戸町建設業共同組合、イオン(株)、七戸町商工会)
- ・防災備品等の備蓄(防災備品、資機材等の備蓄については、七戸町地域防災計画及び道の駅周辺防災拠点化計画に記載、今後も計画に基づき順次整備を図る)
- ・各種「ハザードマップ」や「避難所マップ」、「土砂災害に備えて」を策定しHP等で広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

2) 当会の取組

- ・七戸町商工会事業継続計画(BCP)策定
- ・事業者のBCPに関する国、県の施策の周知パンフを作成し巡回時に配布するほか、HPにBCPの取り組み状況等を掲載し周知に努める
- ・事業者のBCP計画策定支援事業としてセミナーの開催や策定に向けての個別指導の実施を行う
- ・青森県火災共済、ジブラルタ生命保険(株)、東京海上日動火災保険(株)と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進
- ・防災備品の備蓄(非常用発電機、燈光機、水、非常食、医薬品など、品目・個数等詳細は七戸町商工会事業継続計画(BCP)及び様式10非常用資機材備蓄品等管理票に記載)
- ・七戸町が実施する防災訓練の参加及び協力
- ・災害時における防災活動協力に関する協定(以下、防災協定という)を七戸町と締結

II. 課題

- ・管内小規模事業者に対する国及び青森県の施策の周知やBCP策定支援事業など、目標に掲げた一部に取組が実施できていない事項があり、緊急時の対応についても訓練が実施されていないなど、初動対応や応急対応について当会職員のスキル向上が課題である。
- ・保険・共済等に関する推進についても、小規模事業者に対する十分なリスク管理指導・助言を実施できる当会職員が不足しているため、事業継続力強化支援事業に係る知識習得に努めていく必要がある。従って、平時から人材の育成・確保についても計画的に取り組むことが重要である。
- ・七戸町商工会事業継続計画(BCP)についても、策定後日が浅く、緊急時の取り組みについての訓練も未実施の状況から、対応のノウハウを持った人員が不足している。
- ・非常時に必要な防災設備・備品・資機材の在庫保有状況については不十分な状態にあり、今後、計画的に備蓄の促進を図っていく必要がある。

- ・計画策定後の訓練実施や備蓄資源の点検等を実施し、PDCAのマネジメントサイクルを回し、より業務継続計画の実効性を高めていくことが課題である。

Ⅲ. 目標

- ・本計画の目標設定にあたっては、七戸町地域防災計画を踏まえつつ地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害が事業活動に与える影響について把握し、個々の企業の経営状況に合った効果的な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速に進め、発災後における地域経済機能の維持確保を可能にすることを目標とする。
- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を図る。
- ・小規模事業者の災害などによる事業中断から復旧等を速やかに行うため、緊急時においても優先業務を継続できるよう事業継続計画の策定支援を経営改善普及事業の一環として積極的に取り組む。（このことにより企業は事業を継続することで顧客の信用と従業員の雇用を守ることができ、行政は地域経済の活力を維持することで商工業振興に繋がる）
- ・発災時における連絡を円滑に行い、当町と当会で被害情報の共有化を図るため、報告ルートを確立する。
- ・発災後、速やかに復興支援策が行えるよう組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、七戸町と連携し速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

なお、事業継続力強化支援事業は、最新の自然災害等発生予測や最新の国・県等の施策をもとに実施していく必要があることから、七戸町の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ定期的に見直しを行っていく。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と七戸町の役割分担、体制等を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

令和元年12月13日に締結した「七戸町との防災協定」と本計画に基づき、災害が発生した直後でも適切な初動対応や応急対策を講ずることができるよう取組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・事業継続力強化支援に係るセミナーの開催や巡回指導を通じ、管内の小規模事業者に対して、七戸町が提供する各種ハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図(J-SHIS MAP)を活用し、事業所が立地する場所の災害等リスクの周知に努める。
- ・発災時の事業継続への影響を軽減する為の取組み(相談窓口の設置、青森県火災共済・各種損保加入推進、特別融資)や事業継続計画の重要性の普及啓発及び計画策定支援を行う。
- ・会報や町広報、七戸町及び商工会のHPなどにおいて、国の施策や県の施策の紹介を行い、事業継続にむけたリスク対策の必要性と各種損害保険の概要等を紹介する。
- ・東京海上火災保険株式会社等の専門家を招聘しBCP普及啓発及び災害リスクの周知にむけた効果的なセミナーを開催する。開催に当たっては当会単独開催のほか、場合によっては広域連携事業としての開催も検討し対応する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年12月13日、七戸町商工会事業継続計画(BCP)を策定(別添)。
商工会の事業継続計画は、小規模事業者の経営の指導的立場にある商工会が災害時に自ら被災し人的・物的資源の制約がある中において、非常時優先業務を特定するとともに、その業務のマニュアルや執行体制を事前に定めておくことで、未曾有の大災害が発生しても適切に事業を行うことを目的とするものである。
- ・当会は、平成29年10月31日、七戸町商工会消防計画(地震対策含む)を策定。

3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上火災保険株式会社、生命・医療保険の引受契約を締結しているジブラルタ生命保険株式会社から専門家派遣を依頼し、管内のすべての事業所を対象とした「BCP普及啓発セミナー」や「保険相談会」を開催し、それぞれの企業に適した損害保険等の紹介を行うなどリスク管理強化に努める。
- ・七戸町の公民館等公共施設や地域金融機関、法人会等と連携しセミナーの共催事業や普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。
- ・当会、当町を構成員とする「七戸町事業継続力強化支援推進協議会(仮称)」を設立し、普及活動やBCPの実効性等を協議検討する。

4) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定支援をした全ての小規模事業者に対し、計画の実施状況を確認し、その実効性を高めるためフォローアップを行っていく。BCPは策定すればよいというものでなく、繰り返し教育や訓練を実施していくことが重要である。七戸町が実施する総合防災訓練に積極的に参加し非常時の参集訓練や安否確認訓練等を通じて、課題や改善点を把握し計画の見直しに反映させていくなど、PDCAを活用し指導する。
- ・「七戸町事業継続力強化支援推進協議会(仮称)」を年1回定期的に開催し、計画に対する実施状況の確認や改善点等の見直しを協議し今後の事業継続力強化支援に反映させていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(大規模地震)の発生を仮定し、七戸町及び青森県商工会連合会等関係機関との連絡体制の確認(図上訓練)や避難訓練等を実施する。(実地訓練は必要に応じて実施)
- ・七戸町が行う総合防災訓練や道路交通情報館の防災訓練に参加し、実際に行動することで本計画の見直し等の参考にする。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、職員の生命・安全の確保、人命救助が第一であり、それに必要な活動に対し人的・物的資源を優先的に配分することが重要である。そのうえで、次の手順で管内の被害状況の把握に努め、当町と情報を共有し青森県への報告ルートに従い、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間内は発災後3時間以内に職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、地域における家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大きな被害情報を速やかに七戸町と共有(原則的には様式2の実態調査報告書をもって行うが、緊急性があるときは口頭で情報共有し、後に書面提出する)し、当会の災害対策本部の設置並びにBCPの発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全の確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し報告する。
尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、二次災害の防止を図るとともに当会防災マニュアルの職員行動基準に従い対応する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、固定電話のほかFAX、携帯電話やメール機能、LINE、インターネットを利用し行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し必要な報告等を迅速に行い、応急対策を講ずるためには、当会と当町による協議に基づき被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
効果的な応急対策を実施するためには、七戸町が実施する応急対策の活動情報を知ることが重要となるので被害情報等の共有にむけ以下に定める方法で報告を行う。

(応急対策方針の豪雨における例)

- ①発災が夜間休日等の場合の参集については防災マニュアルの行動基準によるが、職員自身の判断で命の危険を感じるような状況の場合は出勤せず、本人の身の安全を確保したうえで自己の安否報告を速やかに実施し、警報解除後に安全を確認したうえで出勤する。

②応急対策活動における情報収集にあたっては、地域住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集し、次いで商工業関係の被害情報を収集する。

③情報の錯綜等を考慮し、報告する際は情報源を示して報告する。

- ・職員の多数が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担等については、都度協議し決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災後 24 時間以内に七戸町と情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定する)

大規模な被害がある	・地区内の住家・事業所で、床上浸水、建物の全壊・半壊、ブロック塀の倒壊等大きな被害が発生している場合。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない状態にあったり、交通網が遮断され孤立状態にあるなど、状況確認ができない場合。
被害がある	・地区内の住家・事業所で、看板等の損傷、ガラスが割れるなど、一部破損の比較的軽微な被害が発生している場合。 ・倒木や土砂の流出があり、通行不能とまでは行かないが一時的に通行に支障をきたしている箇所が発生している場合。
ほぼ被害がない	・特に目立った被害の情報が無い場合。

- ・本計画により、当会から七戸町に以下の間隔で被害情報等を報告し共有することを原則とする。

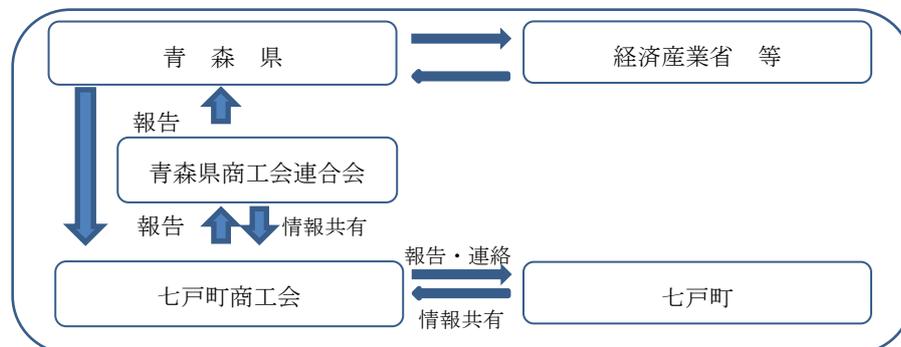
発災後～1週間	1日に3回共有する。(9時、13時、17時)
1週間～2週間	1日に2回共有する。(9時、17時)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。(9時)
1ヶ月～解除まで	2日に1回共有する。(9時)

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。報告体制については以下の体制で行い、指揮命令系統については防災マニュアルの対応態勢に準じて実行する。
- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が増大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を七戸町を通じ速やかに収集し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について留意する。
- ・被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、様式2 実態調査報告書:経済被害情報集計シートをもって行う。

- ・ 当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法により報告する。

〈発災時における連絡体制〉



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・ 相談窓口の設置等については七戸町と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会館において実施する。現在地の商工会館が被災した場合の代替施設については、七戸町と相談するなど今後の検討課題とする。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や青森県、七戸町の施策)について地区内小規模事業者に周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・ 青森県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・ 災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県並びに青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

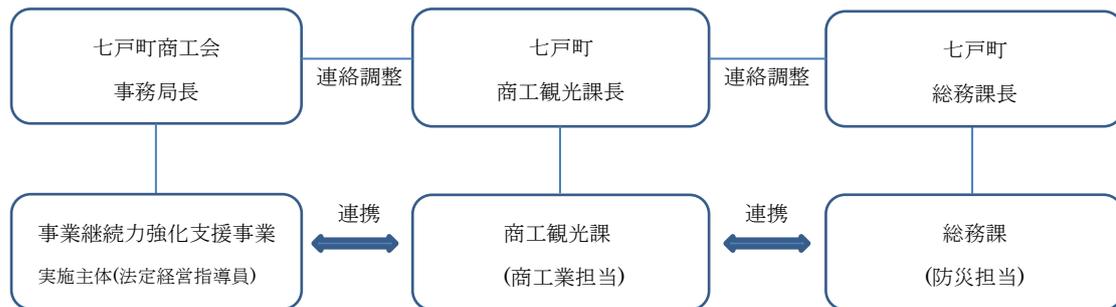
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年4月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 萩生 寿幸 (連絡先は後述(3)①参照)
経営指導員 佐々木綾子 (連絡先は後述(3)①参照)
経営指導員 川上 俊弘 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

特に、小規模事業者によるBCP策定後の自主点検や定着化を目的とした模擬訓練の実施支援を通して実効性の高いBCPの改定等を提言する。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

七戸町商工会
〒039-2525 青森県上北郡七戸町字七戸 48-3
TEL : 0176-62-2521 / FAX : 0176-62-5229
E-mail : nohe7@coral.ocn.ne.jp

②関係市町村

七戸町 商工観光課
〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内 67-997
TEL : 0176-62-2137 / FAX : 0176-51-5377
E-mail : kankou01@town.shichinohe.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ・チラシ作成費	40	40	40	40	40
・ 通信運搬費(開催案内)	20	20	20	20	20
・ 会議費	5	5	5	5	5
・ 事務用品費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、七戸町補助金、青森県補助金、国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。